令和7年台風第22号及び台風第23号について(第4報)

1 厚生労働省における対応

- (1) 10/9 10:30 厚生労働省災害情報連絡室設置
- (2) 東京都に対し、災害時保健医療福祉活動支援システム (D24H) を活用した 避難所情報の把握と対応を依頼 (10/8)

2 医療関係

(1) 医療関係全般 (10月<u>14</u>日<u>7</u>時00分時点)

10月8日 東京都 EMIS 警戒モードに切り替え

⇒EMIS 警戒モード解除

10月8日 山梨県 EMIS 警戒モードに切り替え

⇒EMIS 警戒モード解除

- (2) 医療施設の被害状況 (10月<u>14</u>日<u>7</u>時00分時点)現時点で被害報告無し。
- (3) DMATの活動状況 (10月<u>14</u>日<u>7</u>時00分時点) 関東ブロックのDMATに対して、自動待機基準が適応され、各地で待機していたが、解除となった。(10月9日)
- (4) 医薬品・医療機器製造販売業、卸売製造販売業関係 現時点で被害報告無し。

3 社会福祉施設等関係

各都道府県・指定都市・中核市に対し、大雨の影響による社会福祉施設等の被害情報の収集体制の確保や停電時の支援体制の確認とともに、速やかな被害状況等の把握と情報提供を依頼。

併せて、都道府県等を通じて、社会福祉施設等の管理者に対し、気象・防災情報やハザードマップに留意しつつ、早期避難など必要な対策をとるよう注意喚起を依頼。(10/10)

- (1) 高齢者関係施設の被害状況 現時点で被害報告無し。
- (2) 障害者関係施設の被害状況 現時点で被害報告無し。

4 保健·衛生関係

(1) 人工诱析患者の安否

各都道府県に対し、透析医療の提供が困難となる事態にも対応できるよう 注意喚起を行うとともに、被害状況確認の連絡体制確保を要請した。

また、日本透析医会に対し、情報共有について協力を依頼した。(10/8) 東京都及び日本透析医会から報告があり、断水と停電の影響により、町立 八丈病院での透析が実施不可であるため、16名の透析患者を島外の医療機 関へ搬送予定であることを確認した。(10/9)

東京都及び日本透析医会から報告があり、町立八丈病院について、停電が解消し、断水の影響も作動可能な浄水場との連携や島内の民間の給水により対処を行うことができたため、透析の実施が可能となり、16名の透析患者を島外の医療機関へ搬送しないこととなったことを確認した。(10/10)

(2) 人工呼吸器使用者の安否

各都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市に対し、特に在宅で人工呼吸器を使用している難病患者に関する対応について注意喚起を行うとともに、被害発生時における報告を要請(10/8)。

患者団体に対し、地区支部を通じて、特に在宅で人工呼吸器を使用している難病患者への被害情報の把握について協力を依頼(10/8)。

現時点で被害報告無し。

(3) 公費負担医療

公費負担医療(原爆、感染症、難病、小慢、特定疾患、肝炎等)について、受給者証等がなくても受診でき、緊急の場合は指定医療機関以外の医療機関でも受診できる取扱いとする旨の事務連絡を都道府県宛に発出(10/8)。

※ 「【事務連絡】令和7年台風第22号による災害の被災者に係る公費負担医療の取扱いについて」(令和7年10月8日付け関係課連名事務連絡)

(4) 感染症対策

避難所における咳エチケットや手指衛生、換気の徹底といった感染予防対策を含め、災害に係る感染症予防対策について事務連絡とリーフレットを発出するとともに、国立感染症研究所の専門家を派遣可能であることを周知。(10/9)

※「【事務連絡】令和7年台風第22号に伴う災害に係る感染症対策等について」(令和7年10月9日付け厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課事務連絡)

(5) 食中毒対策

避難所における食中毒の発生防止及び発生時の情報共有について事務連絡 をリーフレットと共に発出。(10/9)

※「令和7年台風第22号に伴い設置された避難所での食中毒対策について」 (令和7年10月9日付け健康・生活衛生局食品監視安全課事務連絡)。

5 薬局、輸血用血液製剤、毒物劇物関係

(1) 薬局、薬剤師

各都道府県、保健所設置市、特別区に対し、薬局に関する対応について注 意喚起を行うとともに、被害発生時における報告を要請(10/8)。

現時点で被害報告なし。

(2) 輸血用血液製剤の供給

採血事業者(日本赤十字社)に対し、採血所や製造施設に関する対応について注意喚起を行うとともに、被害発生時における報告を要請(10/8)。 現時点で被害報告なし。

(3) 毒物劇物

各都道府県、保健所設置市、特別区に対し、毒劇施設に関する対応について注意喚起を行うとともに、被害発生時における報告を要請(10/8)。 現時点で被害報告なし。

6 障害者支援関係

(1) 被災した要援護障害者等への対応について

災害救助法が適用された自治体に対して、被災した要援護障害者等について、特別な対応(被災し、利用者負担をすることが困難な者について、利用者負担の減免ができることや、障害福祉サービス事業所等で災害等による定員超過利用が認められることなど)を周知し、特段の配慮を要請(10/8 東京都)

7 労働関係

- (1)職業安定関係
 - 〇雇用保険関係
 - ・各都道府県労働局宛に事務連絡を周知し次の事項を指示(10/9)。(事務連

絡「災害救助法適用時における求職者給付の支給に関する特例措置に関する 留意事項等について」)

- ① 災害により休業するに至った事業所の早急な把握に努めること、当該事業所の労働者で一時的に離職を余儀なくされた者は基本手当の特例措置の対象になること等
- ② 被災地域の受給資格者に対する配慮(失業認定日変更、必要書類の確認、失業の認定における弾力的な取扱い等)を行うこと

(2) 労働基準関係

- 〇労働基準関係の業務運営について
- ・各都道府県労働局に事務連絡を発出し、被災地域における労働基準関係の 業務 運営について指示(10/9)。(事務連絡「自然災害時における労働基 準関係行政の運営について(令和7年台風第22号に伴う災害)」)
 - ①労災保険給付の請求について、事業主等の証明が受けられなくても請求 書を受理する等の手続きの簡略化
 - ②労働保険料等の納付について、事業主等からの申請に基づく猶予措置等 の実施
 - ③企業が倒産等し賃金未払のまま退職を余儀なくされた労働者に対する未 払賃金立替払制度の申請手続きの簡略化

8 医療保険関係

- 〇被災に伴い被災者がマイナ保険証又は資格確認書等(有効期間内の被保険者証を含む)を保険医療機関に提示できない場合においても医療保険による受診が可能である旨について、関係者に対する周知を、関係団体、都道府県、地方厚生(支)局に要請(10/8)。
- ※「令和7年台風第22号に伴う災害の被災者に係るマイナ保険証又は資格確認 書等の提示等について」(令和7年10月8日付け保険局医療課事務連絡)を送付 (10/8)。
- 〇 全国健康保険協会、健康保険組合、健康保険組合連合会、社会保険診療報酬支払基金及び地方厚生(支)局に対して、災害その他の特別の事情がある被保険者に係る一部負担金等の徴収猶予及び減免を行うことができる旨を改めて周知。
- ※ 「災害により被災した被保険者等に係る一部負担金等及び健康保険料の取扱い等について」(令和7年10月9日付け保険局保険課事務連絡)を送付(10/9)
- 各都道府県に対して、災害により被災した被保険者に係る保険料(税)·一 部負担金の減免を行うことができる旨を周知。
- ※ 「「災害により被災した国民健康保険被保険者に係る国民健康保険料(税)

等の取扱いについて」の再周知について」(令和7年10月9日付け厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡)を送付(10/9)。

- ※ 平成25年5月に発出した事務連絡を再周知。
- O 各都道府県等に対して、災害により被災した被保険者に係る保険料・一部 負担金の減免を行うことができる旨を周知。
- ※ 「令和7年台風第22号に伴う災害に係る後期高齢者医療制度の一部負担金及 び保険料の取扱いについて」

(令和7年10月9日付け保険局高齢者医療課事務連絡)を送付(10/9)。

- ※ 平成25年5月に発出した事務連絡を再周知。
- 〇 被災者がマイナンバーカードを保険医療機関等に持参できない場合においても、オンライン資格確認システムで薬剤情報等が提供可能となる緊急時機能のアクティブ化を実施(10/9)。関係者に対する周知を、関係団体、都道府県、地方厚生(支)局に要請(10/9)。
- ※ 「令和7年台風第22号に伴う災害に係るオンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」をアクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間について」(令和7年10月9日付け保険局医療介護連携政策課、 医薬局総務課、社会・援護局保護課事務連絡)を送付(10/9)。

9 年金関係

- 〇市町村等に対して、災害により被災した被保険者に係る国民年金保険料の 免除を行うよう周知について通知を発出するとともに、日本年金機構に対し ても指示。(10/9)
- 〇日本年金機構に対し、災害により被害を受けた適用事業所に対する厚生年金保険料等の納付の猶予制度等に係る周知について通知を発出するとともに、地方厚生局にも併せて通知を発出。(10/9)

10 介護保険関係

- (1) 被災した要介護高齢者等への対応について
- 〇災害救助法が適用された自治体に対して、被災した要介護高齢者等について、特別な対応(被災し、利用者負担をすることが困難な者について、利用者負担の減免ができることや、介護保険施設等で災害等による定員超過利用が認められることなど)について周知し、特段の配慮を要請(10/9東京都)。
- 〇当該周知、要請を行ったことにつき、各都道府県・市町村にも連絡 (10/9)。
- 〇また、各都道府県・市町村に対し、被災者は被保険者証等を提示しなく ても介護サービスを利用できるよう対応することを可能とする事務連絡を 発出 (10/9)。

- (2) 被災に係る介護報酬等の取扱いについて
- 〇要介護高齢者等や介護サービス事業所が被災した場合における介護報酬等の取扱いについて、緊急的に柔軟な対応が可能であることを周知 (10/9)。

以上